

木とふれあう環境づくり推進事業募集要領

(木造施設等の整備（製品の設置）)

1 事業の趣旨

県産材を積極的に活用し、多くの人たちが木の良さを実感できる木造施設等の整備（製品の設置）に関する取組を県民から公募し、選定された者に対して支援することにより、森林を全ての県民で守り育てる意識の醸成を図る。

2 募集対象

募集の対象は、次の要件のすべてを満たすものとする。

(1) 対象となる取組

県産材を積極的に活用し、デザイン性・機能性等に優れた木製品の設置に関する取組とする。

(2) 設置する木製品の要件

設置する木製品は、次の要件のすべてを満たすものとする。

- ① 使用する木材は、県産のスギ・ヒノキ・リュウキュウマツ等を材積全体の概ね8割以上使用すること、又は、使用されている木製品であること。
- ② デザイン性・機能性等に優れ、県産材の需要拡大等の波及効果が期待できること。
- ③ 不特定多数の人が利用することから、安全性に十分に配慮したものであること。
- ④ 設置する木製品は、「みんなの森づくり県民税」を活用して製作されたものであることを表示すること。

なお、表示にあたっては可能な限り木製資材を使用すること。

(3) 事業を実施する施設等

不特定多数の者が目にする展示波及効果の高い施設等であり、次のいずれかに該当する施設等とする。

- ① 申請者が所有又は管理する施設等
- ② 県が指定する施設等

(4) その他

当年度の事業実施期間内に設置が完了することが確実であると認められるものとする。

ただし、次のいずれかに該当するものは応募できないものとする。

- ① 国及び県から補助・助成を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ② 政治的又は宗教的活動に資すると認められるもの
- ③ その他「みんなの森づくり県民税関係事業」としてふさわしくないと認められるもの

3 申請者の応募要件

県内の学校法人・社団法人・財団法人・社会福祉法人・医療法人、自治会、NPO法人等公益性が高いと認められる法人、森林組合等協同組合、その他県産材

の利用に取り組む団体・法人（民間企業）とする。

ただし、次のいずれかに該当する者は応募できないものとする。

- ① 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等
- ② 暴力団又はその構成員及びその統制下にある者が関係する団体等

4 補助対象経費

補助対象となる経費は、次のとおりとする。

費 目	内 容	備 考
賃 金	設計・製作に必要な労務費	木製品の設置に要する最小限の額
備品購入費	製品の購入に要する経費	〃
需用費	消耗品費，印刷製本費等	〃
役 務 費	広告費，通信運搬費等	〃
委 託 料	製作等の委託に要する経費	〃
使用料及び賃借料	会場借上料，機械器具の借上料等	〃
原 材 料 費	原材料，資材等の購入費	〃
そ の 他	別途協議	〃

5 事業の実施期間

補助金の交付決定日から令和 8 年 3 月 19 日までとする。

6 補助金額

補助金の額は、木製品の設置に関する取組に要する経費の 1 / 2 以内とし、千円未満の端数は切り捨てる。

ただし、補助金の上限額は 500 万円，補助金の下限額は 20 万円とする。

7 応募期間と応募方法等

(1) 応募期間

令和 7 年 4 月 9 日（水曜日）～ 6 月 27 日（金曜日）

(2) 応募方法

応募書類を応募先まで郵送又は持参すること。

(3) 応募書類

次の①～⑥の応募書類のすべてを A 4 版で提出すること。

また、応募後、追加資料を求められた場合は、それに応じるものとする。

- ① 応募申請書（様式 1，様式 2，様式 3，様式 4）
- ② 事業を実施する施設等のパンフレットや写真
- ③ 位置図（製品の設置箇所を記入したもの）
- ④ 設計図（立面図，平面図）
- ⑤ 完成イメージ図（カラー印刷）
- ⑥ 積算内訳書若しくは見積書

(4) 応募先

事業実施箇所の所在する県地域振興局，支庁，熊毛支庁屋久島事務所（以下「県地域振興局等」という。）に提出する。

なお，製品の設置箇所が複数あり，所在地が複数の県地域振興局等にまたがる場合は，申請者の事務所の所在する県地域振興局等に提出する。

8 補助対象事業の選定及び通知

(1) 事業の選定

外部専門家等で構成される事業選定委員会において，応募申請書に基づき審査し，補助対象事業を選定する。

(2) 選定結果の通知

選定結果は，応募したすべての者に通知する。

なお，事業効果を発揮させるため，選定した事業計画に修正又は条件を付すことがある。

(3) 採択の取消し

採択後，応募要件に該当しないことが判明した場合，また，申請書類に虚偽の記載があった場合は採択を取り消すことがある。

9 その他

補助金の交付等に係る細部事項は，知事が別に定める。

事業完了後の木製品等の写真を県のホームページやパンフレット等を使用することに同意するものとする。

附則

この要領は，令和7年4月1日から施行する。